

議案第41号

取手市表彰条例の一部を改正する条例について

取手市表彰条例（昭和46年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国の褒章制度の取扱いの変更を踏まえ、市が行う表彰のうち善行表彰について、ふるさと取手応援寄附条例に基づいて100万円以上の寄附を行い、返礼品を受領した者を表彰の対象から原則として除外するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市表彰条例の一部を改正する条例

取手市表彰条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(善行表彰) 第3条 (略)</p> <p><u>2 前項第3号の規定にかかわらず、ふるさと取手応援寄附条例(平成20年条例第30号)の規定に基づく寄附をした者であつて、かつ、当該寄附に対する返礼品を受領した者については、善行表彰の対象としない。ただし、返礼品を受領していない寄附の額が100万円以上の場合にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>(善行表彰) 第3条 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市の公益のため100万円以上の金品を寄附した者に係る表彰については、なお従前の例による。